

令和5年5月8日

保護者の皆様
(生徒のみなさん)

神奈川総合高等学校長

令和5年5月8日以降の教育活動等について（お知らせ）

このことについて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することに伴い、令和5年4月28日付で文科省より通知、衛生管理マニュアル、教育活動に係る留意点（学校HP参照）が示されました。

本県では、令和5年4月27日に対策本部会議を開催し、県教育委員会は、令和5年5月1日付で「令和5年5月8日以降の県立高等学校等の教育活動等について」（学校HP参照）を発出しました。この内容に基づき、本校の教育活動等を実施していきますのでご確認ください。以下に何点かポイントを記します。

- ① 常時換気、手洗い等手指衛生、咳エチケットの継続
- ② マスクの着用は求めない。
 - マスクの着脱のいずれも求めない（強いることはない）。
 - ・ マスク着用の有無による差別や偏見はあってはならない。
 - 次の場面においては、マスクの着用を推奨する。
 - ・ 登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- ③ 出席停止期間
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ④ 濃厚接触者の特定がなくなることに伴い、学校における濃厚接触者相当の者の調査は行わない。
- ⑤ ワクチン接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱い。
 - ワクチン接種後の副反応疑いについては、これまでの対応を継続する。

問合せ先
副校長 山田
電話 (045) 491-2000 (代表)